日本赤十字看護学会評議員選挙告示

下記のとおり評議員選挙が実施されます。評議員選挙の投票用紙は、各正会員の連絡先に 10 月中旬に事務局から直接お送りしますので、送付される所定の用紙を使って指定の期日までに投票してください。なお、今年度の年会費納入がお済みでない方は、8 月 31 日迄にご入金ください。

1. 選挙人および被選挙人

（1）2023 年 8 月 31 日（木）迄に会費納入者名簿掲載の正会員を選挙人とします。
（2）被選挙人は、入会年度を含めて 2 年以上経過した正会員とします。
　ただし、評議員を 2 期務めた人は、被選挙人にはなりません（被選挙人名簿には掲載されません）。

2. 選挙の実施および方法

（1）評議員の選挙は所属ブロック別と所属機関別に行います。
（2）所属ブロックは、登録された郵送物送付先住所によって区分されています。北海道、東北、東部、中部、近畿、中四国、九州の全国 7 ブロックに分け、ブロック毎に選出します。
（3）所属機関は、登録された所属によって区分されます。教育機関と臨床（医療・福祉・保健施設、訪問看護ステーション、行政、その他）毎に選出します。
（4）所属ブロックに割り当てられた人数を、会員全体の所属機関別割合をもって、所属機関別に配分して選出します。
（5）投票締切　2023 年 11 月 15 日（水）当日消印有効
（6）投票用紙送付先　〒338-0001
　埼玉県さいたま市中央区上落合 8-7-19
　日本赤十字看護大学　さいたま看護学部内
　日本赤十字看護学会選挙管理委員会
（7）開票　2023 年 11 月 19 日（日）10:00 より
（8）開票場所　日本赤十字看護大学　さいたま看護学部内
（9）投票
　ア　投票は無記名とし、ブロックごとに算出された数の評議員を所属機関別に選出します。
　イ　投票用紙の被選挙人名簿に記載されている名前を用います。
　ウ　投票用紙は本委員会所定のもの（選挙人連絡宛に送付するもの）を用い、かつ同封の封筒を用いて郵送してください（内封筒は無記名、外封筒は住所、氏名を記入してください）。
　エ　以下のものは無効となります。
　・正規の投票用紙及び封筒を用いていないもの
　・外封筒に住所、氏名のないもの
　・投票締切り翌日以降の消印のもの
　・投票用紙に他事記入のあるもの
　・定数を超えて記入をしたもの

3. 当選人の決定

（1）所属ブロック別・所属機関別に、その有効投票の最多数を得た者から順次当選人とします。
（2）同じ投票数の者が 2 人以上の時は、「日本赤十字看護学会評議員選出に関する規定」に基づき当選人を決定します。
（3）当選人が決定した時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、評議員就任の諾否を問います。
（4）承諾の得られた当選人を確定して、次点者を含む評議員名簿を理事会に報告します。

4. その他

その他疑義が生じた場合は、そのつど選挙管理委員会において決定します。

2023 年 8 月 7 日
日本赤十字看護学会選挙管理委員会